



県 章

滋賀県公報

令和 8 年（2026 年）
7 月 24 日
第 736 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次

○ 公 告	
所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告（農政課）	1
県営土地改良事業計画決定公告（耕地課）	5
緊急防災工事計画決定公告（耕地課）	6
○ 健康福祉事務所告示	
介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（湖東）	6
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告（大津・南部）	6
○ 病 院 事 業 庁 公 告	
落札者決定の公告	7
○ びわこボートレース事業庁公告	
落札者決定の公告	7

公 告

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 24 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 申請に係る農地の所在等
 - 所在および地番 彦根市普光寺町字鶴田57番、彦根市普光寺町字久保166番および彦根市普光寺町字川戸413番
 - 地目 田
 - 面積 3,035㎡、165㎡および420㎡
 - 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明
- 申請に係る農地の利用の現況 彦根市普光寺町字鶴田57番および彦根市普光寺町字久保166番の農地は、耕作予定者が登記名義人から借り受け、耕作していた。彦根市普光寺町字川戸413番の農地は、他の耕作者が登記名義人から借り受け、耕作していた。いずれの農地も現在は、耕作予定者がそれぞれの農地を管理している。
- 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定後は、耕作予定者に申請農地を貸し付け、水稻等の栽培を行う。
- 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 彦根市普光寺町字鶴田57番および彦根市普光寺町字川戸413番の農地は、彦根市の地域計画の区域内の農地であり、耕作予定者がそれぞれの農地を担う者とされている。また、彦根市普光寺町字久保166番の農地は、地域計画外の農地であるが、耕作予定者が耕作する農地と一体的に耕作するとして、彦根市が農用地利用集積等促進計画案を作成するものであり、いずれの農地も農地中間管理事業規程 3-1 および所有者等不明農地の取扱要領第3の規定に基づく基準に適合する。
- 希望する利用権の始期等
 - 始期 令和 9 年 1 月 1 日
 - 存続期間 5 年
 - 借賃に相当する補償金の額 63,920円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和 8 年 8 月 7 日（金）

(2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話番号 077-528-3815

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあつては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 24 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

(1) 所在および地番 彦根市野良田町字名田101番および彦根市野良田町字一水口132番

(2) 地目 田

(3) 面積 859㎡および1,044㎡

(4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 当該農地は、耕作予定者が管理し、水稻栽培を行っている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定後は、耕作予定者に申請農地を貸し付け、水稻等の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は彦根市の地域計画の区域内の農地であり、耕作予定者が当該農地を担う者とされていることから、農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱要領第3の規定に基づく基準に適合する。

5 希望する利用権の始期等

(1) 始期 令和 9 年 1 月 1 日

(2) 存続期間 5 年

(3) 借賃に相当する補償金の額 8,560円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和 8 年 8 月 7 日（金）

(2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話番号 077-528-3815

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあつては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があつたので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 24 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 彦根市日夏町字庄屋尻5340番 1
- (2) 地目 田
- (3) 面積 1,005㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 当該農地は、耕作予定者が管理し、水稻等を栽培している。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定後は、耕作予定者に申請農地を貸し付け、水稻等の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は彦根市の地域計画の区域内の農地であり、耕作予定者が当該農地を担う者とされていることから、農地中間管理事業規程 3－1 および所有者等不明農地の取扱要領第 3 の規定に基づく基準に適合する。

5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和 9 年 1 月 1 日
- (2) 存続期間 5 年
- (3) 借賃に相当する補償金の額 17,185円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 7 日（金）
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話番号 077－528－3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあつては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があつたので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第38条第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 24 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 高島市今津町弘川字高田1763番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 1,510㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 当該農地は、登記名義人からの特定農作業受託により担い手農家が水稻の作業を請け負っており、登記名義人が死亡後も当該担い手農家が農地を管理している。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定後は、耕作予定者に申請農地を貸し付け、水稻等の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は高島市の地域計画の区域内の農地であり、耕作予定者が当該農地を担う者とされており、農地中間管理事業規程 3－1 および所有者等不明農地の取扱要領第 3 の規定に基づく基準に適合する。

5 希望する利用権の始期等

(1) 始期 令和9年1月1日

(2) 存続期間 5年

(3) 借賃に相当する補償金の額 15,100円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和8年8月7日(金)

(2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年7月24日

滋賀県知事 三日月 大造

1 申請に係る農地の所在等

(1) 所在および地番 高島市マキノ町大沼字北里122番1

(2) 地目 畑

(3) 面積 74㎡

(4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 当該農地は登記名義人の相続人が管理していたが、相続人の死亡後は耕作の目的に供されていなかった。相続人が死亡し所有者等が不明となったため、当該農地の荒廃を防ぐために耕作予定者が代表を務める任意団体が独自に保全管理をしている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定後は、耕作予定者に申請農地を貸し付け、特定農作業受託により、野菜等の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は地域計画外の農地であるが、農業委員会からの要請であり、受け手となる者が他の農地と一体的に管理し農地の集積に寄与するものであり、市町が当該農地に係る農用地利用集積等促進計画案を作成することから、農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱要領第3の規定に基づく基準に適合する。

5 希望する利用権の始期等

(1) 始期 令和9年1月1日

(2) 存続期間 5年

(3) 借賃に相当する補償金の額 5円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和8年8月7日(金)

(2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 24 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 高島市マキノ町大沼字屋ノ町917番、高島市マキノ町大沼字北里956番および高島市マキノ町大沼字高廻り1046番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 1,826㎡、441㎡および1,937㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 当該農地は登記名義人が管理していたが、登記名義人の死亡後は耕作の目的に供されていなかった。登記名義人が死亡し所有者等が不明となったため、当該農地の荒廃を防ぐために耕作予定者が代表を務める任意団体が独自に保全管理をしている。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 裁定後は、耕作予定者に申請農地を貸し付け、特定農作業受託により水稻等の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は地域計画の区域内の農地であるが、地域計画において現時点では、当該耕作予定者は当該農地を担う者ではない。しかし、高島市において当該耕作予定者が当該農地の耕作者となるよう地域計画を確実に変更されると見込まれることから、農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱要領第3の規定に基づく基準に適合する。

5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和 9 年 1 月 1 日
- (2) 存続期間 5 年
- (3) 借賃に相当する補償金の額 77,265円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 7 日（金）
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営宇尾地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を令和 8 年 7 月 17 日に定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 縦覧に供する書類 県営宇尾地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）事業計画書の写し

2 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課および彦根市産業部農林水産課

なお、滋賀県のウェブサイト（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/351575.html>）でも閲覧することができる。

3 縦覧期間 令和 8 年 7 月 24 日から令和 8 年 8 月 24 日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和 8 年 9 月 8 日までに審査請求をすることができる。

緊急防災工事計画決定公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 4 第 1 項の規定に基づき、県営新池（大篠原）地区土地改良事業（農地防災事業（ため池整備事業））に係る緊急防災工事計画を令和 8 年 7 月 14 日に定めたので、同条第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 24 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 縦覧に供する書類 県営新池（大篠原）地区土地改良事業（農地防災事業（ため池整備事業））緊急防災工事計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県大津・南部農業農村振興事務所田園振興課および野洲市環境経済部農林水産課
なお、滋賀県のウェブサイト（<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/351573.html>）でも閲覧することができる。
- 3 縦覧期間 令和 8 年 7 月 24 日から令和 8 年 8 月 24 日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和 8 年 9 月 8 日までに審査請求をすることができる。

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第 19 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 8 年 7 月 24 日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平 野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
訪問介護ステーション希美	彦根市平田町 628－14	株式会社 a n n 代表取締役 川並健治	彦根市平田町 628－14	訪問介護	2570201661	令和 8. 4. 30

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、今堅田土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和 8 年 7 月 24 日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	栗 野 康 一	大津市今堅田一丁目 2 番 12 号
〃	薄 永 藤 明	同 所 4 番 18 号
〃	仲 野 賢 一	同 所 21 番 10 号
〃	栗 野 茂 彦	同 所 20 番 14 号
〃	仲 野 俊 彦	同 所 6 番 17 号
監 事	東 邦 夫	同 所 20 番 39 号

〃	西 村 正 明	同	所 7 番 8 号
〃	西 村 忠 夫	同	所 3 番 33 号

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	村 田 省 三	大津市今堅田一丁目15番5号
〃	東 邦 夫	同 所20番39号
〃	栗 野 康 一	同 所2番12号
〃	仲 野 賢 一	同 所21番10号
〃	濱 良 和	同 所20番44号
監 事	薄 永 藤 明	同 所4番18号
〃	西 村 正 明	同 所7番8号

病 院 事 業 庁 公 告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程（平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号）第13条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 24 日

滋賀県病院事業庁長 足 立 壯 一

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 整形脊椎外科手術用ナビゲーションシステム 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院経営強化推進室 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和 8 年 6 月 24 日（水）
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社増田医科器械滋賀支店 栗東市伊勢落730番地1
- 5 落札金額 47,740,000円（税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和 8 年 5 月 29 日（金）

びわこボートレース事業庁公告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和 8 年 7 月 24 日

滋賀県びわこボートレース事業庁長 渡 辺 正 人

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 びわこモーターボート競走場都市ガス供給業務 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県びわこボートレース事業庁 大津市茶が崎1番1号 電話 077-522-1122
- 3 落札者を決定した日 令和 8 年 6 月 26 日（金）
- 4 落札者の氏名および住所 関西電力株式会社 代表執行役 森望 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
- 5 落札金額 108,958,080円（消費税および地方消費税を含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和 8 年 5 月 26 日（火）

